

入国管理今昔  
～平成26年度入管法改正案～

平成26年4月10日  
行政書士 林 幹

平成26年3月11日、入管法改正案が第186回国会に提出され、現在衆議院で審議中である。今回の改正案は、新しい在留資格の創設など実務上非常に重要な内容を含み、一部を除き、平成27年4月1日からの施行が予定されている。今回、いち早く解説をお届けしたい。

1. 在留資格「高度専門職」の新設

まず、目につくのは、「高度専門職第1号」という在留資格が、高度人材外国人のため創設されたことである。在留資格「特定活動」を付与して様々な優遇措置を施している、現在の高度人材外国人に対するポイント制と同様の優遇措置が用意されている。「高度専門職第1号」を付与されてから一定期間在留した場合には、「高度専門職第2号」が付与され、在留期間が無期限となるほか、その活動の制限も大幅に緩和されるようである。

現在の高度人材外国人に対するポイント制は、平成22年3月に策定された第4次出入国管理基本計画及びその後閣議決定された新成長戦略、規制・制度改革などにに基づき、和が国の経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与する高度な知識・技術等を有する高度人材外国人の受入れを促進するため、平成24年3月30日、新たに在留資格「特定活動」に係る告示を制定し、同年5月7日から実施されている。

すなわち、「学歴」「職歴」「年収」等の項目ごとにポイントを設け、その合計額が一定の点数に達した外国人を「高度人材外国人」と認定して、出入国管理上の優遇措置が講じられている。優遇措置の内容として、①複合的な在留資格の付与、②永住許可要件の緩和、③配偶者の就労の許容、④親の帯同の許容、

⑤家事使用人の帯同の許容、⑥最長5年の在留期間の付与などがある。この点、高度人材外国人優遇の先駆けとなったのは、構造改革特別区域法に基づき、外国人の「特定研究活動」、「特定研究事業活動」「特定情報処理活動」に対して、在留資格「特定活動」を付与するようになったことであるが、優遇措置は、在留期間が一律5年間とされることのみであった。

## 2. 在留資格「投資・経営」の改正

現行法では、在留資格「投資・経営」に該当する経営・管理活動は、外資系企業における活動に限定されている。しかし、企業の経営・管理活動に従事する外国人の受入れ促進のため、改正法では、日系企業における経営・管理活動にも「投資・経営」が付与されるようになる。

現行法では、申請人は事業の経営を行うだけでなく、当該事業に投資することが求められているが（投資者に代わって経営を行う場合を除く。）、改正法では、「本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動」と「投資・経営」に該当する活動が定義され、申請人等による投資が不要となっている。なお、改正案では、投資が不要となった結果、在留資格「投資・経営」の名称が「経営・管理」に変更されている。

従来、「投資・経営」において、入管法上「投資」が求められていたことの帰結として、つぎの2点があげられる。

i. 「投資・経営」の対象が、外資系企業における経営・管理活動に限定されること

ii. 申請人又は申請人に経営・管理を委ねた者による「相当額の投資」が要求されること。

※法務省は、「相当額の投資」とは、500万円以上の投資としている。

この点、日系企業による経営・管理活動が可能となるだけでなく、申請人または申請人に経営・管理を委ねた者による500万円以上の投資が不要となる

のか現時点では不明である。

なお、入管法上、「投資・経営」において「投資」（在留資格該当性における“投資”）が不要となっても、上陸許可基準における「規模」を判定するための、いわゆる「500万円ガイドライン」における投資（上陸許可基準上の“投資”）についての考え方は、法務省令の改正や通達変更がない限りは、今後も妥当すると思われる。

### 3. 在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化

業務に要する知識等の区分（文系・理系）に基づく、「技術」と「人文知識・国際業務」の区分が廃止され、両者を包括した在留資格である「技術、人文知識・国際業務」が新設される。

#### 【現行法】

業務に要する知識が「文系」⇒「技術」

業務に要する知識が「理系」⇒「人文知識・国際業務」

#### 【改正法】

業務に要する知識が「文系」「理系」⇒「技術、人文知識・国際業務」

平成15年6月6日、改正構造改革特別区域法は、外国人情報処理技術者受入れ促進事業として、「特定情報処理活動」に在留資格「特定活動」を付与し、在留資格を一律5年間とした。この「特定情報処理活動」は、「自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動」と定義され、限定的ではあるが文系と理系の撤廃がすでに実現していた。今回の改正は、この延長線上に位置づけることができる。

この点、入国在留審査要領が、「特定情報処理活動」をもって「単に情報処理に係る活動でなく、理学、工学その他自然科学又は法律学、経済学その他の人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に係る活動」とし、さらに、「『人文科学の分野』が併せて規定されているのは、例えば、会計学等の人文科

学の分野に属する知識を有する者が、主に、当該知識に基づいて会計処理プログラムの開発に携わる場合（入管法では「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動）等を想定したもの」としているのは興味深い。

会計学等の人文科学の分野に属する知識を有する者が、主に、当該知識に基づいて会計処理プログラムの開発に携わる場合

現行法⇒「特定活動」（特定情報処理活動の場合）、「人文知識・国際業務」

改正法⇒「技術、人文知識・国際業務」

実務上、業務に要する知識が「理系」か「文系」で迷うことは少なくないが、今回の改正により、在留資格「技術」で申請すべきか、「人文知識・国際業務」で申請すべきかで悩むことはなくなる。

#### 4. その他

今回の改正では、ほかに、在留資格「留学」が改正され、現行法では対象外の小中学校において教育を受ける活動が「留学」の対象とされ、また、頻繁に来日する外国人については上陸許可の証印を省略するための「特定登録者カード」の創設などが行われることになっている。

以上